

株式会社 新上五島在宅ケアセンター

福祉用具貸与事業所 すまいるはあと

重要事項説明書

1 事業所の職員体制等について

事業所名 福祉用具貸与事業所 すまいるはあと
事業所番号 4271601389
サービス種類 福祉用具貸与（介護・予防）
事業所番号 4271601496
サービス種類 福祉用具販売（介護・予防）
管理者及び連絡先 近藤徳美 電話 0959-42-5133 F A X 0959-42-5134
サービス提供地域 新上五島町全域

2 事業所の職員体制等について

職 種 *職員の配置については、人員基準上の人数を記載しています。

- ・管理者 1名 (指定基準上)
- ・サービス提供者 2名 (指定基準上)

3 営業時間について

- ・営業時間 月曜日～金曜日 週 5日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- ・休 日 土曜日・日曜日 *ただし、緊急時の際を除く

4 事故発生時等緊急の対応や手順について

- ・事故発生時には、ただちに管理者が事務局や相手方に連絡を取り、または直接行くなどして詳しい事情を聞くと共に担当者からも事情を確認する
- ・管理者が必要があると判断した場合には、関係者（医師等を含む）を召集して検討会議を行いその対応を協議する
- ・検討の結果、必ず翌営業日迄には具体的な対応を行なう
- ・事故発生時の記録を苦情や事故処理記録表に記載し保管するとともに、再発防

止に役立てる

5 利用料及び利用者負担のお支払い方法について

- ・介護保険外のサービスとなる場合、又はサービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合は、全額自己負担となります

- ・介護保険適用内でサービスを利用する場合は、法定代理受領分の1割、2割、3割が負担となります。

* 居宅サービス計画書を作成する際、介護支援専門員にご相談をお願い致します

- ・居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用料の全額（10割）をお支払い頂き、その後、市町村に対して領収書を添付して保険給付分（9割）を請求し返還を受ける事になります

- ・次の場合には、お客様にご了解の上、搬入、搬出にかかった費用を別途お支払い頂きます

- 1 搬入、搬出業務の際、特別な作業や措置が必要な場合

- 2 通常サービス実施地域以外における搬入搬出業務

- 3 契約期間中にお客様の転居等により貸与商品の移動を行なう場合

- ・貸与は1ヶ月単位ですが、利用開始月と終了月の利用料は、次のとおりになります

- 1 貸与開始月の利用料

- ・開始月は1ヶ月分の全額

- 2 貸与終了月の利用料

- ・解約日とその月の15日以前の時 1ヶ月分の半額

- ・解約日とその月の16日以降の時 1ヶ月分の全額

- 3 ただし、貸与開始月と終了月が同じ月内に行なわれた場合の利用料は1ヶ月分の全額となります

- ・消費税は表示料金に含まれています（内税表示）

- ・初回月は、納品時現金にてお支払いを頂きます

- ・次回以降のお支払いは、指定の金融機関の口座から月1回引き落とす方法（口座振替）にてお願い致します。ただし、指定の金融機関の口座から引き落と

しができなかった場合は、再度お客様へご連絡の上、お支払いをお願い致します

6 キャンセルについて

居宅サービス計画が作成された後にサービスの利用を中止される場合には、前日まで速やかに所定の連絡先までご連絡をお願い致します

連絡先 福祉用具貸与事業所 すまいるはあと

電話 0959-42-5133 FAX0959-42-5134

担当者 管理者 近藤徳美 *キャンセル料は頂きません

7 サービス方針について

- ・介護保険法及び関連する法令を遵守し、施行規則の運営基準に沿って事業の運営を行います
- ・要介護、要支援の高齢者の自立支援や、介護者の方の介護負担の軽減に資する福祉用具を利用者の立場にたって選定し提供致します
- ・自らの努力でサービスの質の向上を目指し、常にその評価を行なうと共に、評価に基づく改善を図るよう努力致します
- ・常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与を致します
- ・利用者からの苦情や要望には適切に対応できるよう努めます

8 相談窓口、苦情対応について

1 サービスに関する相談や苦情についての対応窓口

(第三者による評価は受けておりません)

お客様相談 電話番号 0959-42-5133

FAX番号 0959-42-5134

相談責任者 近藤徳美

対応時間 8時30分～17時30分まで

2 その他

当社以外に、関係市町村へも相談や苦情窓口等がありご連絡が可能です

新上五島町 健康保険課 電話 0959-53-1151

長崎県 福祉保健部 電話 095-895-2571

国民健康保険団体連合会 電話 095-826-1599

9 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止や身体拘束の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 虐待や身体拘束の防止に関する責任者の選定
- 2 成年後見制度の利用支援
- 3 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及する為の研修を定期的で開催するとともに（研修については、テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 4 虐待防止の為の指針の整備
- 5 虐待を防止する為の定期的な研修の実施
- 6 虐待の防止の為の対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置
- 7 サービスの提供中等において、虐待に関する情報等を（利用者やご家族、関係者等）収集または発見した場合には、関係市町村に通報するものとする。

10 身体拘束の防止のための措置に関する事項

当事業所は、利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行なわない。ただし、当利用者の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適性な手続きにより身体等の拘束を行う。

当事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者やその他の従業者に周知徹底を図るものとする
- 2 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3 介護職員その他の従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

1 1 当社の概要

名 称 株式会社 新上五島在宅ケアセンター
事業名称 福祉用具貸与事業所 すまいるはあと
代表者 代表取締役 田 平 一 吉
所在地 〒857-4402 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷 379 番地 5

私は、上記の重要事項に関する内容や交付についての説明を受け、同意致しました。

令和 年 月 日

事業者 株式会社 新上五島在宅ケアセンター
福祉用具貸与事業所 すまいるはあと
住 所 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷 379 番地 5

代表者 代表取締役 田 平 一 吉 印
内容説明者 近 藤 徳 美 印

令和 年 月 日

利用者住所 長崎県南松浦郡新上五島町 郷 番地
利用者氏名 氏 名 印

ご家族住所 長崎県南松浦郡新上五島町 郷 番地
ご家族氏名 氏 名 印

代理者住所 長崎県南松浦郡新上五島町 郷 番地
代理者氏名 氏 名 印